

重要事項

1 事業者

- (1) 法人名 合同会社 Laulea
- (2) 法人所在地 札幌市中央区南15条西8丁目2-33-102
- (3) 電話番号 011-211-6505
- (4) 代表者名 小林 久美子
- (5) 設立年月日 平成26年11月21日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業所

(2) 事業の目的

(運営規定 第1条) 合同会社 Lauleaが開設する、居宅支援事業所(以下「事業」という。)における指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が居宅において要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護支援及びケアプランを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 あすなろ 居宅介護支援事業所

- (4) 事業所長(管理者) 小林 久美子

- (5) 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容

1 管理者 1名(常勤・兼務) 介護支援専門員 1名(非常勤)
合計 2 名

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 札幌市内全域、石狩市、北広島市
- (2) 営業日及び営業時間 月曜日から金曜日(祝日、お盆・お正月休みを除く)
午前9:00～午後5:00

4 当事業所が提供するサービスと料金

〈サービス内容〉 (契約書 第3条～6条・8条参照)

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問し、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス」という)が総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

事業所の選定に当たっては、利用者又はご家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

利用者様・ご家族様は、複数の事業所の紹介を求めることができます。

当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い居宅サービス計画の実施の把握をします。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約の意志を踏まえて、要介護認定の更新認定等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、通常の場合利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の自己負担はありません。
但し、ご契約者の介護保険料の滞納当により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

5 サービス利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員の交替(契約書 第3条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者にたいして不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

6 事故発生時の対応方法

事業者は介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療機関への連絡をし必要な措置を行い、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

7 高齢者虐待防止に関する事項

利用者の人権擁護、虐待の防止(虐待等の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応再発防止)を行うため、体制の整備、職員の研修を実施します。

虐待防止対策責任者一小林 久美子

8 感染症・災害時の対策の強化

感染症の発生及びまん延や災害が発生した際にも、必要なサービスが継続できる体制確保のため、対策や検討会を定期的に開催します。

感染症発生及びまん延・災害時対応責任者一小林 久美子

9 守秘義務(契約書 第11条)

事業者は、介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩しません。

10 損害賠償について(契約書 第13条)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただしその損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11 サービス提供における事業者の義務

① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

12 サービス利用の終了(契約書 第2条・第10条参照)

契約の有効期限は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間終了時までとし、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し出が内場合には、同条件で更新され以後も同様となります。

契約期間中は以下の事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご契約者が死亡した場合

②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合

③ご契約者が介護保険施設等に入所し、居宅サービス計画作成の必要がなくなった場合

④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合

⑦事業者から契約解除を申し出た場合

13 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情や相談の受付

苦情受け付け窓口 (担当者) 管理者 小林 久美子
電話 011-211-6505

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

札幌市役所 介護保険課 所在地 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-218-2547

時間 午前9:00～午後5:00

国民健康保険団体連合会 所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話 011-231-5161

時間 午前9:00～午後5:00

令和3年3月29日 改定

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

あすなろ 居宅介護事業所

説明者 小林 久美子

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 印

家族 印

(続柄

)

代理人 印

(続柄

)